鳥取県告示第 932 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定 介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の名称	介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
株式会社コムス	東京都港区六本	株式会社コムスン	倉吉市上井359-9	介護予防訪問	平成19年10
ン 代表取締役	木六丁目10-1	倉吉中央ケアセン		介護	月31日
樋口公一		ター			